

令和9年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する 基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。